

第15回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年12月7日（火）午後4時00分～午後5時20分

場 所 最高検察庁 20階大会議室

午後4時00分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、岩井座長、よろしくお願いいたします。

○岩井座長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第15回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。

本会議は、本年1月26日に第1回目の会議が開催され、少年矯正について様々な面から議論をしてまいりました。そして前回の第14回会議で、具体的に提言書として何をどのように盛り込み取りまとめていくのかを確認してまいりました。そして、会議での皆さんの意見等を踏まえまして、再度修正を行った提言書案について御確認いただき決定したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の提言書案を御確認ください。これは前回の会議での議論を踏まえまして、表現ぶりも含め加筆修正したものです。主な変更・修正点については事務局から説明してもらいます。

○事務局 それでは、提言書案の内容につきまして、各委員からいただきました御意見を踏まえて修正した主な箇所につきまして御説明いたします。

まず、「目次」につきまして、提言の内容が目次を見てできる限りよく把握していただけるようにとの趣旨から、見出しをより詳細に記載いたしました。

次に、1ページの「第1 はじめに」でございます。下から4行目、「人を教え育むという営みの難しさ」と当初表現していたところですが、文意をより正確にして誤解を生じないようにとの趣旨から、「人を教え育むという営みの持つ逆説的な性格」と修正いたしました。

次に、14ページでございます。在院者の不服申立制度等の整備の箇所でございます。不服申立制度に関する議論で出されました様々な御意見のうち、当会議におきまして特段の異論がなく合意されたものと認められる御意見につきましては、それを示す趣旨で「※」を付しております。

それから、刑事施設における審査の申請、事実の申告及び苦情の申出につきまして、注書きを付しまして簡単な用語説明を行いました。

次に、16ページの院長申立制度に関する記述箇所でございますが、括弧書きで、この点は法令等による明確化が望ましいとの説明書きを追加いたしました。

次に、25ページでございますが、保護者との連携強化の箇所の保護者の位置付けに関

する記述につきましても、同じように括弧書きで、この点は法令等による明確化が望ましいとの説明を追加しております。

また、26ページの中段でございますが、保護者との連携強化の箇所につきまして、保護者から理不尽・不適切な要望があった場合には、組織として適切に対応すべき旨の文章を4行追加して記述しております。

次に、33ページの「物的基盤整備の促進」の箇所でございますが、これまでは単独室という用語を用いておりましたけれども、これをより一般的な柔らかな表現である個室という用語に統一して変更しております。

そのほかにも用語表現、文章の末尾表現等につきまして修正を加えている箇所が何か所かございますけれども、提言の内容の変更には特に影響するものではございません。以下につきましては御説明を省かせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、今の変更・修正点につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

○毛利委員 すみません。「逆説的な性格」については、もう一度文意を説明していただけますか。

○広田座長代理 それは僕の方で言ったんですけれども、困難というのは、教え育てることが困難と読まれると困るので、徳を教えようとする者が徳が何かというのを分かっているという、そこにある種のパラドックスの性格を読み取ると。それをきちんと理解してくださいという話です。

○毛利委員 分かりました。いいです。

○岩井座長 では、よろしいですね。

それでは、この提言書案について、当会議の提言とすることについて、皆様の御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議がないようでございますので、これを当会議の提言として法務大臣に提出したいと思います。提言書案の「案」のところをお取りいただきますようお願いいたします。

この後、事務次官がこの会場にお見えになることになっております。その場で皆様を代

表して、私から事務次官に法務大臣あて提言を提出させていただきたいと思います。

では、しばらくの間休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

○岩井座長 それでは、私から、少年矯正を考える有識者会議委員を代表いたしまして、この提言書を提出したいと思います。

○事務局 それでは、委員を代表して座長から提言書を提出していただきます。

○岩井座長 この提言は、私たち少年矯正を考える有識者会議委員が、約1年間にわたって少年矯正について話し合ってきたことをまとめたものでございます。今までの少年矯正の評価すべき点、改善すべき点についての私たちの考えが集約されているものです。この提言の趣旨を最大限汲み取られまして、これからのより良い少年矯正を作っていっていただきますようお願い申し上げます。

(提言書を提出)

○事務局 ありがとうございます。

ここで、法務大臣あいさつがございます。

○法務事務次官 法務事務次官の大野でございます。

本日は、仙谷由人法務大臣が所用のために参れませんので、私が法務大臣のあいさつを代読させていただきます。

御礼を兼ねまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、少年矯正を考える有識者会議による議論・検討の集大成である御提言をいただきました。岩井座長を始めとする11名の委員の皆様方には、大変御多忙の中、約1年間にわたり、より良い少年矯正の実現のために、熱心に御議論を交わされ、少年矯正の全般にわたる提言書をまとめていただいたことに厚く御礼を申し上げます。

本会議は、広島少年院不適正処遇事案を契機として、少年矯正における処遇の適正を確保するとともに、少年院及び少年鑑別所の機能の一層の充実を図る方策を検討するため、委員の皆様方から、その豊富な御経験・御見識に基づく御意見を伺うことを目的として、昨年12月に設置されたものです。本会議では、「少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開」、「少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」、「高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成」、「物的基盤整備の促進」、

「法的基盤整備の促進」という5つの見地から、法改正や人的・物的体制の整備をも含む幅広い事項について、議論をされてきたと報告を受けております。これらの議論の成果である御提言は、新しい時代にふさわしい、「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所」を実現していく上で、指針となるものと確信しております。

法務省といたしましては、今回の御提言を真しに受けとめ、これを最大限尊重し、国民から信頼され、その期待に一層こたえる少年矯正の実現に責任を持って取り組んでいく所存であります。

御提言のうち、直ちに実施できる方策については、速やかに実行に移すとともに、少年院法の改正等についても、検討作業を開始したいと考えております。

なお、これらの実施状況等につきましては、節目節目で委員の皆様方に御報告させていただきたいと考えておりますので、今後とも御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、これまでの御尽力に対しまして、重ねて御礼を申し上げ、私のあいさつといたします。

平成22年12月7日、法務大臣、仙谷由人。

○事務局 ありがとうございました。

ここで事務次官が退席されます。

どうもありがとうございました。この後、岩井座長におかれましては記者会見に出席していただくため、一時中座をさせていただきます。進行は、その間、座長代理の広田先生にお願いをいたします。

○広田座長代理 皆様の御協力により法務大臣に提言書を提出することができました。改めて感謝いたします。

この会議も本日をもって最後となりますが、委員の皆様には、この会議や提言について一言ずつ御感想、御発言をいただきたいと思います。時間の関係がございますので、お一人3分程度でお願いをいたしたいと思います。

それでは石附委員から、よろしくお願いいたします。

○石附委員 1年といいますけれども、実際には1月ごろからだと思うんですが、始まりましたときには、何か大海原に出ていく小舟のような感じで、どこの港へ着くのかも分からないという感じでございました。ですから、私も何かこの会議がどちらの方向へ向くの

か、あるいは何を焦点化していくのかというのが見えなくて戸惑ったこともございましたけれども、事務局の御努力によると思うんですが、ここまで提言をまとめることができました、皆様のお力がすごかったと改めて感じております。

私自身は、調査官として長年、少年事件にかかわってきまして、今は距離を置いて少年事件を見詰め直すことができるようになりました。さらに、それをこの会議におきまして皆様の御論議を聞きながら改めて認識したり、あるいは問題を一層鮮明にさせていただいたり、あるいは私自身が問題意識をはっきりと自覚できるようになる、そういう場にすることができました。本当にありがとうございました。

ただ——ただというか、やはり今回は透明性の確保というんですかね、それと人権ということが柱になっていたと思うんですが、この内容を見まして、それが十分盛り込まれてきたこと、そして、今教育を受けている少年が本当に支えられているというか、本当に入ってよかった——入ってよかったというのもおかしいですけども、やはり入ってよかったと思ってもらえるような少年院になることを私自身が確信できるものに将来なることを祈っております。やはりサブタイトルに信頼の輪に支えられるとあるんですけども、もともと信頼しておりました。信頼しておりましたけれども、その機能が十分に生かされなかったというところが本来の少年院の在り方だったのではないかと私は思っております。信頼していなかったら少年院へ送致しようなんて、あるいは収容するのが相当であるという意見は調査官としては出すことは絶対にできません。ですから、信頼したからこそしたことです。これは不信の結果ではなくて、機能が十分でなかったことを改めて感じます。そして、今後、その機能が十分発揮できるような期待に応えるものになることを願っています。先ほどの法務大臣のごあいさつにありましたけれども、そういうものに着実に固まっていくことを祈っております。ありがとうございました。

○広田座長代理 どうもありがとうございました。

続きまして市川委員、お願いします。

○市川委員 私はふだんは医療の中におりまして、この委員の中では一番少年院そのものには詳しくないと思います。社会の中に少年院は存在しているわけで、中にいる人たちは社会に戻って行く存在です。少年院と社会はなるべく近い存在であるべきです。少年院そのものは社会の変化とともに変わっていかなければいけないと思います。

広島的事件というのは、私が理解している限りでは、名人、職人、カリスマという方の

やり方が大切にされ、その延長上に起きたことです。医療や教育の世界では、エビデンスベースということを最近重視しています。「実証された」という前提のやり方が取り入れられるようになって、そして職員がボトムアップされていくことが、いい結果を得ると思っております。これは少年院だけではなくて、社会全般でも同じだと思います。

途中でも申し上げましたけれども、「少年院を卒業して社会に出て再非行が起きた」場合、少年院にすべての責任があるという論調はおかしいと思います。「少年院にいた少年が再非行した」というのは、社会が一義的に悪いのであって少年院に一方的に非があるわけではないと思います。「再非行した責任が少年院にある」と余り強調しますと、職員も気力が低下してしまうのではないのでしょうか。少年院の中だけではなくて、社会に出ていって社会を変えていくという動きも必要だと思います。この提言の中にはそのような考えも多少入っておりますが、非行は少年院の中だけで完結するものではないと私は思っております。

私自身も医療の世界に入ったころは、「精神科って変なところだな」と思っていたのですが、何年か勤めているうちに、全然疑問を持たなくなりました。異なる視点から、とんちんかんなことと言っていたと思いますが、これまで以上に社会が理解できる少年院になってほしいと思います。

以上、私の感想を申し上げます。

○広田座長代理 ありがとうございます。

では影山委員、どうぞ。

○影山委員 1年間にわたって少年矯正の幅広い分野に関して十分な議論ができたということは大変よかったと思っております。ただ、一方において、広島少年院事件にきっかけを持って作られた会議であるということからすると、少年の人権を守りつつ、適正な処遇の展開はどう在るべきなのかということに関しては、もう少し少年院の中にある様々なケース、実態等を明らかにしていただいた上で、時間をとって議論できたらよかったのかなと、そんなふうにも思っております。ただ、最終的な提言に関しては、各委員の意見が十分に盛り込まれて有意義なものになったのではないかなと確信をしております。

今後のことが大事ではないかと考えています。先ほど大臣の御発言にもありましたけれども、できることはすぐに実現していくという姿勢がやはり必要であろうと思います。この提言の中には、例えば鑑別所と少年院との連携強化、あるいは裁判所も入れたカンファ

レンスというふうなことを提言しておりますし、それから、個々の処遇計画を作るに当たっては少年自身の意見も聞きながら展開していこうとか、あるいは出院準備等に関して児童相談所との連携に関しても提言しているわけですね。あるいは、事案によっては弁護士の面会に関しての無立会面会というふうなことも書き込んでいただいています。特に法律を変えなくても、あるいは何か変えなくても、やろうと思えば今すぐできることというのがふんだんに盛り込まれていると思いますので、それをしっかりとピックアップして全国に周知していく、こういうことを求めたいと思います。

また、具体的なシステムを変えていく必要のあるもの、例えば人的な、物的な、法的な、そういう部分に関しては、先ほどの大臣のごあいさつでも節目節目で我々委員の方にも御報告があるというふうな御発言もございましたけれども、今後それを、この提言を具体的に、例えば法整備していく等に関しては、また様々な、この委員、あるいはそれに関連する様々な機関等に関して共同で意見作成、整備をしていくような、そういう姿勢を法務省の方に持っていただけると大変ありがたいなと、そんなふうに思います。

以上です。

○広田座長代理 どうもありがとうございました。

では、次に川崎委員、お願いします。

○川崎委員 私は、矯正職員として38年間勤務し、かつその大半を少年矯正施設の現場で過ごしてきた者ですから、広島少年院における不適正処遇事案というのは、マスコミで知ったわけですがけれども大変衝撃的なことでした。心を痛めていた状態で有識者会議が設置されて、そのメンバーの一人として自分の名前が挙がるとは夢にも思っておりませんでしたので驚いて、でも何かお役に立てればと思って参加したのですけれども、矯正の現場の実情に関してなまじの知識があるためか、新しい切り口からの発想というのが当初なかなかできないようなところがありまして、また自分の頭の固さというか、あるいは当事者でいるとなかなか柔軟な見方ができないのだなということを改めて思ったりしました。

他方、ほかの委員の方々からは、何らかの形で少年矯正とかかわりが深かった委員の方々がおそろいでしたので、少年矯正の理解や期待が非常に高いと同時に、私なんかの固さとは違う新鮮な疑問、あるいは提案というものが多く含まれていたと思います。そういう中で、私自身、非常に啓発されたという思いをいたしております。

議論のパートナーとして現職の少年院長や少年鑑別所長、あるいは首席専門官がそのと

きに応じて出席してくださったので、現場の細かな実情、今どうなっているというようなことがお聞きできて、それはとてもよかったとは思いますが、どうしてもそっちに質問が行ってしまって、時として委員同士の意見交換というのが十分になされない、何か言いつばなしみたいな形になったり、話が広がり過ぎて、先ほど石附委員が、どこへ行くのやら見当がつかなかったとおっしゃいましたけれども、果たしてどうまとまるのかしら、ちょっと現実味が乏しくなっちゃうのではないかしらというような危惧を感じた時期もありました。それがなかなか良い形でまとまったというのは、ひとえに事務局の御苦勞が大きかったのではないかなと思って、心から感謝を申し上げたいと思っています。

先ほど影山委員も言っておられましたけれども、これからが大事だと思います。提言書には、例えば第三者機関の設置であるとか院長申立制度であるとか、あるいは少年院法の改正であるとか、全く新しいことも含まれてはおりますけれども、基本的な少年矯正の理念というのは、各委員がもともと持っておられた少年矯正の歩みに対するおおむね肯定的な評価と、それから、特に今の社会における少年矯正への期待というのが濃く含まれていると思います。それと同時に、その中でこのような事件が起きたことを非常に残念に思っていて、二度と起きないようにどうしたらいいだろうということに1年間知恵を絞って意見が出たと思うものですから、そういう各委員の思いというのを、もちろん少年矯正課をはじめ、矯正局においてはよく承知していただいている、明日からと言わず今日から提言の実現に向けて取り組んでいただけるものと思いますけれども、やはり現場の職員一人ひとりが、ここはこう変わりましたということだけではなく、もう一度少年矯正は、自分たちは、こういうふうに期待されていて、こうすることを望まれているということを一人ひとりが心に深く思い至るというか刻むことが、そして今日からの自分の勤務に反映させていくことが大事ではないかなと思いますので、この提言書が、現場の方々にどういう形で届けられて、それを現場の方々がどう読み込んでいかれるのか、その辺を期待したいし、その辺の御努力もお願いしたいなと思っております。

○広田座長代理　ありがとうございます。

それでは、徳地委員、お願いします。

○徳地委員　第1回の会議が1月26日にあったかと思うんですが、そのときは最初、自己紹介ということで、私は37年間児童自立支援施設というところにおりましたということと、そのとき、もう一つ、自立援助ホームのNPOの方の関係の仕事をやっているとい

うことと、最後に留岡幸助の映画を作る応援団をやっていますということを話したんですけども、実は留岡幸助の映画が今9割方できまして、来年の2月18日の金曜日なんですけれども、試写会をやるということに決まりました。中野にあります武蔵野館という古い映画館らしいんですけれども、午後7時からやるということに決まりました。私、かねがね留岡幸助の生き方が非常に好きなもので、北海道家庭学校は創設96年たちまして、あと4年後に北海道家庭学校も100周年記念をやるということになっています。私も何回か家庭学校に行きまして、非常に印象に残る施設の一つです。本館の前に留岡幸助の胸像がありまして、その胸像の台座にThis one thing I doという、「一路到白頭」ということわざが書いてあります。これは具体的にはどういうふうなことかといいますと、人はいったん選んだ仕事は大切に、人からたとえ愚と言われてようとも、時代おくれと言われてようとも、自分はそういう仕事を天職として果たすというようなことと解釈しております。

昭和21年4月に広島少年院の不適正事案が発覚しまして新聞紙上をにぎわせたわけなんですけれども、実は周知のとおり、同じように児童自立支援施設でも同様な事件、事故が相次ぎまして、私の後輩職員も何人かはやはり懲戒処分を受けたり、場合によれば懲戒免職というような職員もおります。私、職員養成に携わりまして、少年院職員のパーソナリティーはどう在るべきかということのをちょっと考えてみたんですけれども、実のところは、余り潔癖過ぎたり、あとは少年の行動が一々気になって小言を言うようでは、少年たちに対しての信頼関係が、なかなかできにくいのではないかと感じております。少年たちから見ましたら、あるときは教師であり、またあるときはおやじであり、またあるときは友達であり、またあるときは非行少年の気持ちが分かるような、そういうふうな教官でなければいけないのではないかなと思っています。このような幅広い弾力性のあるパーソナリティーの職員が今後望まれるのではないかと感じております。

今回、少年矯正を考える有識者会議の委員になりまして、矯正教育の重要性、それとともに現場がいかに大変か、身をもって私自身理解できました。岩井座長を初めとしまして、各委員の皆様方の真しでまた熱心な、それからまた、いろいろな発言に対して学ぶことが非常にたくさんありました。法務教官等のヒアリングの中でも「我々の仕事はセブンイレブンだ」というようなことをおっしゃる、多分多摩少年院の教官の方かと思います。また、中には対象の少年の質が非常に変化しまして、長期にわたる個別対応をしなければどうしてもやっていけない、そういうふうなケースが非常に増加しているという話を伺いました。

非常に現場としまして大変苦勞しているというような、そういうふうな発言があったかと思いますが。是非とも有能な意欲ある職員の増員を希望するとともに、やはり少年たちに対して適正な処遇を支え、基盤を整備し、サブタイトルにありますように「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院、少年鑑別所」となることを期待しております。私自身も、第1回目に申しましたとおり、私は少年矯正の応援団長ということで、今後ともずっと陰ながら支えていこうと思っております。

長いこといろいろとありがとうございました。御礼申し上げます。

○広田座長代理　ありがとうございました。

では、廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員　私は、最初に申し上げましたように30年間裁判官として刑事事件を担当し、少年事件も十数年兼ねてやってきました。少年法は一応、専門家ですが、今回、現場のいろいろな実情も教えていただきました。また、心理、教育、医療、児童福祉等、異なる分野の専門家の先生方から多角な御意見をいろいろと学ばせていただき、ありがとうございました。ただ、委員になるときに、大学の仕事には迷惑をかけないという約束でしたが、実際には休講にもし、心身共に相当しんどかったこともあるわけで、学生にも迷惑をかけ犠牲を払いました。けれども、報告書がまとまってみますと、その犠牲を払ったかいは十分あったと思っております。事務局にもいろいろわがままも申し上げましたが、よく応えていただき、感謝しております。

議論・提言の中身では、皆さんのおかげで良いものができたと思いますが、やはり方向性がなかなか出てこなかったため、掘り下げが足りなかったなと思うところが残念ながら残っています。その点はこれからの課題として、私も少年法研究者として今後も勉強していくつもりです。また、これから立法を含めて当局は大変だと思います。私も少年法等の改正には直接、間接、かかわってその御苦勞はよく分かっていますから、できる範囲で協力したいと思っております。

提言の中に入っており、法務大臣のお話にもありましたけれども、今すぐやるべきこと、運用でできること、法改正をしなければいけないこと、さらに、中長期的な展望を持つべきことと短期でやらなければいけないこと、その仕分けが非常に大事だと思いますので、是非、提言にも盛り込んだ趣旨を生かしてしっかりやっていただければと思います。

それから、今日、司法全体、いや社会全体が、激動期、革命期だと思います。刑事裁判

では裁判員裁判，被害者参加が導入され，少年審判にも被害者が傍聴に入る時代になっているわけです。少年院や少年鑑別所だけ昔と同じようにやれるわけではないのです。職員の方々も頑張っておられるのは間違いないのですが，意識改革，意識革命が絶対に必要だろうと思います。制度を改めていくのも大事ですけども，心構え，考え方も是非，変えていかないとうまくいかないだろうと思います。

もちろん，いずれも本当に大変ですし，うまくいかないことも多いと思います。けれども，私は日本の矯正は世界に誇り得るもの，特に，少年矯正はそうだと思っています。是非現場の教官の方々が，胸を張って張り切って仕事ができる，今も努力しておられると思うのですが，より一層そうなるように，是非当局にも頑張ってくださいたいし，できることは私も応援させていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○岩井座長 本田委員，お願いいたします。

○本田委員 1年間，皆様，ありがとうございました。委員を受けるときに二つ自分の中で懸念していることがあって，最初に事務のスタッフにお願いしました。一つは，事務局側の意見というのが絶対あるだろうと。それが我々の意見とかい離するのは非常に嫌なので，早い段階から両方の意見が出し合えるような，そういう環境に何とかありませんかということをお願いしました。もう一つは，何か重大な問題があった後で作られる会議というのは，世間に向かって対策を立てましたという提言書を作ることが目的になってしまう場合があるので，そこで終わってしまわないようにしたいということをお願いしました。事務局の方は，毎回準備に当たっていろいろな先生方のところとつないでいて，事前には本当によく準備をしてくださいますので，多分そのスタッフの動きがなければ，我々はスムーズに意見交換ができなかったと思いますので，この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。御苦勞様でした。ありがとうございます。

委員の方のそれぞれの専門分野をいかし，おかげさまでこの提言書には具体的なものがかなり盛り込まれたと思います。今後具体的には自分にできることは，何だろうと考えると，やはり学校現場を回って現場で虐待の被害や非行に入りかけている少年たちに会ったり，少年院，少年刑務所の中で実際に一番難しいボーダーライン知能の方や発達障害の方たちのプログラムを模擬的に作り始めていますので，そのあたりで協力できたらと思います。提言書では，第5の「具体的提言」の2の再非行を予防するための処遇の改善で個別

化のところとか、新しいプログラムを進める部分です。制度化されるには、時間がかかると思いますので、それまでのつなぎとして実践を続けていけたらと思います。

また、この提言書のタイトルは、「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所」となっているので、ぜひ学校のＳＯＳにも応えていただけるとありがたいと思います。中学校で不登校は一気に増加します。勉強についてゆけず家庭にも居場所がなくなり、家裁の審判でも不処分になっている方たちが地域にたくさんいます。保護者のＳＯＳ、学校のＳＯＳにも応えていけるような形で、鑑別所や少年院で生かされている内容が還元されていくようになると、非行予防や少年院から退院した後も学校の現場の方たちともうまく連携しながらできていくのではないかなと思います。

その一つの例として、つい１１月に、奈良の少年刑務所で研究授業が行われました。ボーダーライン知能の方たち（ＩＱ７０～８０程度）に対しての暴力防止プログラムの研究授業です。大阪管区管内や関東などからも５０近くの施設、家裁、保護観察所、保護司の方、鑑別所、少年院の方に来ていただきました。研究授業を実際に見ていただきながら特別な配慮を要する少年たちに対して使用する教材や、教官の声かけ、介入などの取り組みについて検討をしていくこともでき、さまざまな立場からの意見をいただくことができました。モデルプログラムとして全部で１５回のもので、他の施設でも半年をめどに実施できるようになっています。できることは少しずつかもしれませんが、何かお役に立てることがあったら今後もやっていきたいと思います。１年間どうもありがとうございました。

○岩井座長 毛利委員，よろしくお願いします。

○毛利委員 昨年、委員になりませんかというお誘いを受けたときに、正直「えっ、俺が」という気持ちがありました。篤志面接委員になって今年で７年、その時間しか少年院のことを知らない人間ですけれども、そのときに自分の役目は何かと考えたときに、これはトリックスターになるしかないなと。文化人類学の言葉で、みんなが当たり前に思っている秩序をぐらぐら揺さぶるいたずら者のことをトリックスターと言うんですけれども、無責任に好き勝手なことを言えるのは自分だけなのではないかと思って会議に臨みました。結果として、少年院で会った人たち、見た人たちの悪口を言うことになって、結構言った後つらかったです。会議が終わって大変ほっとしております。有識者会議の議論を広げるために仕方なく言った必要悪だったということで御容赦いただきたいと思います。

それから、会議を進めるにつれて、発達障害とか勤務の形態とか、矯正教育の壁になっているようなことがいろいろ分かって、少年矯正の世界が深く見えるようになったのと同じ時に、自分自身の中で矯正教育って何なんだろうという悩みも深まったように感じています。この1年、この会議に出て、自分も少年院に1か月に1回行く中で改めて感じたのが、少年院は結局集団生活の場なんですけれども、一人ひとりの少年がやはり何かを求めている。それにどう応えるのかという問題が課題として自分の中で残ったな、それができているのかなと感じるようになりました。今後も篤志面接委員の活動を通じて矯正教育について考えていきたいと思います。そして、提言がどういうふうに少年院に生かされてくるのかというのも厳しくチェックしたいと思っております。

広島の不適正処遇事件については、やはり十分に解明されたとは思えないんですけれども、裁判の最中だったこともあるので、今後法務省の皆さんの御努力で検証されていくことを期待しております。

ありがとうございました。お世話になりました。

○岩井座長 それでは、広田委員、お願いします。

○広田座長代理 1年間お世話になりました。ふつつかな座長代理で、岩井先生がいらっしやらないときにはまとめないといけないはずなのに、何かまぜ返すことも言ったりして、余り適切な役ではなかったかもしれませんが、お世話になりました。

いろいろ皆さんのお話で勉強して、ポイントがたくさんあるということがすごく自分にとって発見でした。やはり教育学の世界を通して見る少年院というのはいかに狭いかというか、もっといろいろなところに考えないといけないポイントがあるんだということを、皆さんの御指摘、御意見を通して勉強させていただきました。もう一つは、それぞれのポイントがとても微妙だということも、また議論を通して学ばせていただけたような気がします。答えがすぐに出てくるというよりは、AでもないしBでもないという、そういうものがたくさんある。そういう中で何かより良いものを作っていけないといけないんだという、そういう議論をしているんだということを学ばせていただきました。

教育学の方で少年院のことを本格的にやっている人が少ない中で、こういうふうにかかわらせていただきましたけれども、今、若手を含めて研究グループを作っていますので、ここで学ばせていただいたことを是非教育学の研究者の中へきちんと広げていって、より少年院の教育に教育学がかかわっていけるようなことをこれから努力していきたいと思

ます。

どうもありがとうございました。

○岩井座長 それでは、最後に私から、当会議の座長を務めさせていただきました感想を含めまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本当に図らずも座長などにさせられまして、きちんと務められるかと非常に心配をしていたのですが、何とか予定どおり今年中に当会議としての提言書が取りまとめられて法務大臣に提出することができましたことを大変うれしく思っております。これもひとえに委員の皆様方の御尽力、御協力のたまものでありまして、心からお礼を申し上げます。

この度の会議は、広島少年院の不適正処遇事案を契機として発足したものですけれども、当面の再発防止策にとどまることなく、現行の少年院法が施行後60年以上を経過していることを踏まえまして、少年院のみならず少年鑑別所の在り方も含めて全面的に見直しを図るべき時期に来ているという、そういう認識のもとで広い視野から議論を重ねてきたわけです。この機会に少年矯正の抱えている課題や問題点を洗い出して、より良い少年矯正の実現に向けて現役の職員や少年院出院者、被害者の方、関係機関の方など、幅広くヒアリングを行ってまいりました。そういうふうな多角的な視点から少年矯正を見つめ直す機会を持ち得たわけです。そして施設の視察とかヒアリングで現場の職員の方々にお会いしたわけですが、そういう職員の方々は、職務に対する誇りとか少年への愛情があふれておりまして、非番の日や休みの日なども犠牲にしながら少年と向き合っていらっしゃるという、そういう姿も見てまいりました。日本の少年矯正の誇るべきところだと思っております。ですから、少年矯正は、このような良い伝統を持っているわけで、そういう伝統を守りながら、ただ広島少年院の不適正処遇事案などが起こったということの反省も踏まえまして、未来に向かって更に大きな一歩を進める必要があるわけで、今回の提言にその方向と、これを実現するための具体的方策を示すことができたと思っております。

今後は、法務省におきまして、この提言の趣旨を生かした具体的な、かつ確実な施策を実施していただくということを強く望みたいと思っております。早急にできることは速やかに実行に移すということと、それから、やはり時代に応じた法令整備を早急に進めたいと思っております。この提言が確実に実施されることによりまして、少年矯正が社会に開かれて多くの人々の信頼の輪に支えられ、国民の負託に応えていくことができるように期待しております。私も、その様子をこれから見守っていきたいと思っております。

す。

最後に、委員の皆様方，それから関係各位の御支援に改めて感謝を申し上げまして，私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時20分 閉会